

平和モニュメント
制作業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

綾部市企画政策課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する「平和モニュメント制作業務委託」に関し、公募型プロポーザル方式により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

平和モニュメント制作業務委託

(2) 業務内容

別添1「平和モニュメント制作業務委託に関する仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年12月27日（金）まで（予定）

(4) 委託料上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 事務局（提出先、問い合わせ先）

綾部市企画政策課・連携推進担当 村上

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL：0773-42-4217

FAX：0773-42-4406

e-mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp

4 契約予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格要件

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は本業務の募集開始日とするが、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去5年以内（平成31年4月1日以降）に本業務と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措

置要件のいずれかに該当しないこと。

(5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

(6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和6年4月12日（金）	募 集 開 始	本市ホームページ及び公告
令和6年4月19日（金）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和6年4月26日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール（必要に応じて本市ホームページ）
令和6年5月10日（金）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和6年5月17日（金）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が6者以上の場合のみ
	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和6年5月31日（金）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	綾部市役所
令和6年6月10日（月）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和6年6月中旬	契 約 予 定 者 決 定	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「平和モニュメント制作業務委託に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり。

(2) 提出方法等

① 提出期限：令和6年5月10日（金）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局（上記3のとおり）

8 要領等の配付

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

① 本市ホームページよりダウンロード

② 事務局での直接配付

希望者は事前に事務局まで連絡すること。

(2) 配付期間

- ① 令和6年4月12日(金)から4月26日(金)まで
ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上の場合は、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、提出書類をもとに書類審査を行い、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

① 審査項目・配点

審査項目	配点
① 企業概要、業務実績	10点
② 業務実施体制	10点
③ 企画提案内容	20点
合計	40点

② 審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。なお、応募者が6者未満のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

※通知予定日：令和6年5月17日(金)

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者(応募者が6者未満の場合は応募者)の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

- (2) 応募者又は一次審査通過者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。実施の結果、基準点(60点)を満たす場合のみ優先交渉権者として選定する。

(3) 実施日

令和6年5月31日(金)

※会場、時間等の詳細は、一次審査後に別途通知する。

(通知予定日：令和6年5月17日(金))

(4) 実施方法

- ① 説明時間は参加者ごとに約30分間

- ・企画提案書等の説明・プレゼンテーション（２０分）
- ・質疑応答・ヒアリング（１０分）

②提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ、スクリーン又は大型モニターは本市（事務局）で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

③参加者は３人以内とする。

④プレゼンテーションにおいては、審査基準の評価項目ごとに採点するため、各項目順に提案説明を行うこと。

(5) その他

二次審査に参加しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(6) 審査基準

①審査項目・配点

審査項目		配点
業務実施体制 (30点)	① 企業概要、業務実績	10点
	② 業務実施体制、業務遂行能力	10点
	③ プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	① 業務実施計画、スケジュールなど	10点
	② 市民憲章に謳う「平和を願い、祈りのあるまち」にふさわしく、設置場所と調和したデザインとなっているか	20点
	③ 提案デザインがバリエーションに富んだものになっているか	10点
	④ 都市公園に設置するモニュメントとして耐久性・安全性を有しており、維持・管理が容易か	10点
	⑤ 本市の地域特性等を踏まえた提案や独自提案など	10点
	⑥ 見積金額、積算内容	10点
合計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(7) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年6月10日（月）に各参加者に対して文書で通知する。

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の

業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

※この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

(3) 契約締結手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (7) 談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式5】
- (2) 提出期限：令和6年4月19日（金）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 提出先：事務局（上記3のとおり）
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛での返信メール
- (6) 回答期限：令和6年4月26日（金）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者又は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (9) 現地での説明を4月18日（木）13時～17時の間に実施する。希望する場合は、2日前までに3の事務局へ連絡し時間の調整をすること。